

第40回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成25年1月10日（木）9:56～12:14
- 2 場 所 総務省第2庁舎 3階第1会議室
- 3 出席者
(部会長) 津谷典子
(委員) 廣松毅、白波瀬佐和子
(専門委員) 中村隆、宮川めぐみ
(審議協力者) 岩崎学、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
(調査実施者) 厚生労働省大臣官房統計情報部：上田人口動態・保健社会統計課世帯統計室長ほか
(事務局) 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議題 国民生活基礎調査の変更について
- 5 議事録

○津谷部会長 まだ若干時間がございしますが、皆様おそろいのようなようですので、ただいまから「第40回人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回は、国民生活基礎調査の変更に関する審議の最終回になります。

なお、今回の審議時間も第3回目に引き続き、第1回目の部会でお知らせした当初予定の審議時間の2時間を30分延長して2時間30分とし、12時30分まで審議を行うこととしておりますので、よろしく願いをいたします。もちろん審議の進み具合によって、12時30分までに終了いたしましたら、そのときに終えることは当然でございます。各委員・専門委員におかれましては、御都合もおありかと思いますが、お時間の許す限り御出席いただければ幸いに存じます。

なお、辻専門委員は本日、所用により御欠席です。

まず、本日の配布資料につきまして、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、お手元の議事次第を御覧いただければと思います。その「4配布資料」というところに記載されておりますとおり、本日は資料1から資料4まで4種類の資料をお配りしております。

まず、資料1「第37回人口・社会統計部会結果概要」。これにつきましては、内容は既にメールにて関係の皆様方に御確認いただいておりますので、説明は割愛させていただきますが、資料1ということでお配りしております。

資料2「子宮がん検診の名称変更について（健康票）」で、これは健康票の中で、がん検診の状況を把握する調査事項の名称について追加的に変更する必要が出てきた部分がございます。後ほど厚生労働省から御説明をいただくこととしておりますが、その関係の資料でございます。

資料3は、国民生活基礎調査の答申案でございます。本日は主として、この答申案について御審議をお願いするということとなります。

答申案につきましては答申の内容をよりわかりやすいものとなるよう整理しております。そのため、従前の答申とは少しスタイルや構成が異なっている部分がございます。

具体的には、後ほど御覧いただければおわかりになるかと思いますが、承認の個別の理由部分について、できるだけ変更前と変更後のもの、さらにその変更理由を一覧できるような表を盛り込んだスタイルをとっているということでもあります。また、当初の申請案と、この部会での、最終的には委員会でのということになりますが、その修正案との比較ができるような表も盛り込んでおります。

ちなみに、答申案の中でレイアウトの変更とか比較的軽微と思われる変更であり、かつ本部会で適当と御判断いただいた事項につきましては、答申案の中からは割愛させていただいております。

資料4につきましては、健康票について、本部会の審議結果を踏まえ修正をした部分を赤線で囲んだ形で整理した案でございます。

本日お配りしている資料は以上でございますが、もし不足等ございましたらお申し出いただければと思います。よろしく願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では答申案の審議を行うこととしておりましたが、先ほど金子調査官からの御説明にもありましたように、健康票のがん検診の状況に係る調査事項の文言について変更をしたいと急遽申し出がありました。したがって、本日はまず、この健康票の変更について審議を行った後、答申案について審議を行うことにしたいと思っております。

それでは、健康票の変更について、厚生労働省より御説明をお願いいたします。

○上田世帯統計室長 最終の部会におきまして調査票の変更を申し上げるのは大変恐縮に存じますが、御容赦いただきたいと思っております。

資料2を御覧ください。これは子宮がん検診の名称変更というものでございます。

「1. 変更内容」として、左側に現行の質問16が掲げてあります。これは本日、資料4として配布された中に含まれている質問16でございますが、この中の上から3つ目に「子宮がん検診」という言葉がございます。

右側の変更案でございますけれども、質問16のその箇所を御覧いただきたいわけですが、それを「子宮がん（子宮頸がん）検診」に変えるものであります。

また、同様にその下の補問16-1におきましても、過去2年間にがん検診を受けたかど

うかということの選択肢として「子宮がん検診」がございませけれども、これも同様に「子宮がん（子宮頸がん）検診」と改めるものでございます。

この変更理由でございませけれども、「本年5月」という表記は「昨年5月」でございませ。この場で修正させていただきます。申しわけございませ。厚生労働省ではかねてより、昨年5月からがん検診のあり方に関する検討会を開催いたしまして、がん検診の方法や受診率向上施策について検討をしてまいりましたけれども、今般、子宮がん検診では、そのプロセスとしてまず子宮頸部の検査を行うということがあって「子宮がん検診」という名称を「子宮頸がん検診」に変更する決定がなされました。それによりまして、健康票におきまして検診の名称変更をするものでございませ。この件について、厚生労働省からこの検診の実施主体である地方自治体へ名称変更の通知は本年2月以降に発出される予定となっております。

なお、このような括弧書きをつけまして「子宮がん（子宮頸がん）検診」と、従前から使っていた用語もあわせて表示するという名称につきましては、調査時点である本年6月での名称使用期間が、子宮がん検診のほうが長期間であることから、この表記にしたものでございまして、平成28年調査では当然、名称変更が行き届いていると考えられますので、その時点では「子宮頸がん検診」とする予定でございませ。

以上でございませ。

○津谷部会長 ありがとうございます。

今の御説明について、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

宮川専門委員、何かございませでしょうか。

○宮川専門委員 特にございませ。子宮頸がん検診が通常の子宮がん検診として今まで行われておりましたので、明確に「子宮頸がん検診」としたほうがよろしいと私も思います。

○津谷部会長 それでは、この変更でよいということございませしょうか。

○宮川専門委員 よろしいと思ひませ。

○津谷部会長 そのほか御意見ございませでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この変更については御了承いただいたものとしたしたいと思います。

では、答申案の審議に入らせていただきます。答申案は資料3になります。

答申案につきましては、昨年12月末に委員・専門委員の皆様にお送りし、あらかじめ御覧をいただひているものでございませ。お寄せいただいた御意見等を踏まえ、修正を加えたところや原案のとおりとさせていたひているところがございませが、これらにつきましては関係する部分の審議の際に説明させていただきますと思ひませ。

まず、答申案の構成について御説明をいたひませ。

答申案は、最初に前文がございませ。

次に、前文の下に1つ目の項目である「1 本調査計画の変更」がございませ。

「（１）承認の適否」には、総務大臣から諮問のあった国民生活基礎調査の変更について、統計委員会として適当と考えるか否かの判断を記載し「（２）理由等」では「ア 調査事項の変更」「イ 調査事項の削除」「ウ 調査方法の変更」及び「エ 集計事項の変更」の４項目を設けて、適宜、表などで整理するとともに、その内容や適否の判断、判断理由、必要に応じて修正点を記載しております。これについては従来と形式が変わったという御説明が先ほど金子調査官からもあったところです。１ページから８ページまでが「ア 調査事項の変更」、８ページから９ページまでが「イ 調査事項の削除」、１０ページに「ウ 調査方法の変更」と「エ 集計事項の変更」について記載をしております。

次に、１０ページからは２として、前回答申における今後の課題への対応について。１３ページからは３として、基本計画における指摘への対応について。１４ページには４として、今後の課題をそれぞれ記載しております。最後の「４ 今後の課題」については、これまでの部会審議の中で今後、調査実施部局である厚生労働省において検討する必要があるとされた事項について記載をしているものです。

それでは、答申案の審議に入りたいと思います。

まず「１ 本調査計画の変更」についてです。

「（１）承認の適否」については「（２）理由等」の検討を行った後で確認させていただきたいと思いますので、まず「（２）理由等」を御覧ください。この「（２）理由等」では、統計審査官室が作成した審査メモに基づき本部会で審議した各論点について、判断の理由や計画の修正点を記載しております。

それでは、答申案の１ページの「（ア）変更事項１」を御覧ください。ここでは、世帯票における「世帯員の勤めか自営かの別」において、従来の「一般常雇者（契約期間が１年以上又は雇用期間の定めのない者）」を、新たに「一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者）」と「一般常雇者（契約期間が１年以上の雇用者）」に分割すること。そして「勤め先での呼称」について、従来の「契約社員・嘱託」を、新たに「契約社員」と「嘱託」に分割することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きましては、答申案の２ページの「（イ）変更事項２」を御覧ください。ここからは健康票の調査事項となります。

ここでは、世帯員が病院や診療所等に通っている傷病名を把握する調査事項の選択肢について、従来の選択肢に加えて新たに「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」を加えることを計画しております。

ただし、審議の結果、選択肢４「高脂血症（高コレステロール血症等）」については、

近年、コレステロールはLDL（悪玉）コレステロールが高い場合だけでなく、HDL（善玉）コレステロールが低い場合も健康に及ぼす影響があるとして、医療機関では「脂質異常症」といった傷病名が一般的になってきていること等を踏まえ「脂質異常症（高コレステロール血症等）」に修正する必要があると指摘しております。

これについて、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○津谷部会長 それでは、この部分についても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして「（ウ）変更事項3」を御覧ください。ここでは、世帯員の平均睡眠時間及び睡眠によって休養が十分にとれているかを把握する質問を新たに加えることを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分についても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案の3ページの「（エ）変更事項4」を御覧ください。ここでは、世帯員の1週間当たりの飲酒の頻度及び飲酒の量を把握する質問を新たに加えることを計画しております。

ただし、審議の結果、まず選択肢6「やめた（1年以上やめている）」については、一般的に疫学及び公衆衛生学において同様の内容を尋ねるときには期間を限定しないことから「やめた」に修正をすること。

そして、2番目として選択肢7「ほとんど飲まない（飲めない）」については「ほとんど」の文言があると、報告者が回答する際に紛れが生じ、正確な回答ができないおそれがあることから「ほとんど飲まない」「飲まない（飲めない）」に修正をする必要があると指摘をしております。

これについて、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○津谷部会長 それでは、この部分についても、了承とさせていただきます。

続きまして「（オ）変更事項5」を御覧ください。ここでは、世帯員が日ごろ健康のために実行している事柄を把握する質問を新たに加えることを計画しております。

ただし、審議の結果、心身の健康の維持のためには、ストレスの解消が重要な対処方策の一つと考えられ、また、本質問によって健康に関する事柄を網羅的に把握するという観点から「ストレスをためないようにしている」という選択肢を追加する必要があると指摘をしております。

これについて、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○廣松委員 内容は全くこれで問題ないと思うのですが、読んでいて気になったのは、これは2ページのただし書きのところもそうなのですが「修正する必要があることを指摘する」というのは、何となくくどいような気がするのです。「必要がある」ということでめるのはいかがなのでしょう。

○津谷部会長 金子調査官、どうぞ。

○金子調査官 御指摘のとおり、従前の答申においては「必要がある」ということで切っていたのですが、ただ、今回文章を作成するに当たって事務局内で検討いたしまして、そもそも1ページの1の(1)の一番最後の「ただし、以下の(2)理由等で指摘した事項については、計画を修正する必要がある」というところで「指摘した事項」という言葉を使っております、そういう意味で、この指摘した事項をより明確にするために「指摘」という言葉を使ったほうがよいのではないかという意見がございまして、確かに御指摘のように少しくどい感はあるのですけれども、そこを明確にすることが大事ではないかということで「必要があることを指摘する」という言い方に変えているということがございます。

○津谷部会長 廣松委員、いかがでございましょうか。

○廣松委員 そういう形で、内部で御検討いただいた結果であれば、特に異議はありません。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、これはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案の4ページの「(カ)変更事項6」を御覧ください。ここでは、世帯員のがん検診の受診状況に関する調査事項について、選択肢6「その他」と選択肢7「受けていない」を削除するほか、胃がん検診から大腸がん検診までの5つについて「勤め先(家族の勤め先を含む)からのお知らせを受けましたか」という質問を新たに加えるとともに、先ほど厚生労働省より申し出があり了承をいたしました、選択肢の文言にある「子宮がん検診」を「子宮がん(子宮頸がん)検診」に変更することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、これについても、当部会として了承とさせていただきます。

宮川専門委員、どうぞ。

○宮川専門委員 以前から疑問といたしますか、言葉が重複しているように思われたのです

けれども、胃がん検診のところで、こちらには「バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡（胃カメラ、ファイバースコープ）による撮影など」と書いてございますけれども、現在、内視鏡検査はイコールファイバースコープによる内視鏡検査になりますので、こちらは「バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡検査」としてもよろしいのではないかと思います。

昔は胃カメラと言っていましたけれども、現在はほとんど全てファイバースコープでの内視鏡検査になっておりますので「胃カメラ」を削除して「ファイバースコープ」もなくとも、通常、がん検診・内視鏡検査と皆さん思っているんじゃないかと思いますので、言葉の上ではレントゲンか内視鏡検査というふうに簡潔明瞭なほうがわかりやすいといえますか、「胃カメラ」という言葉はなくてもよろしいように、削除するとしたら「胃カメラ」で、もっと簡潔にすれば「ファイバースコープ」という言葉もなくとも、現代の方は内視鏡というものはファイバースコープでのぞくことであると御理解いただいているのではないかと思います。

ただ、各世代の方がいらっしゃいますので、高齢者の方が、昔、私は胃カメラを受けたと思っていられると「内視鏡」という言葉がイコール胃カメラとつながるかどうか、私も懸念してしまいますけれども、現代ではやはり「胃カメラ」という言葉までは要らないように思いました。

以上です。

○津谷部会長 厚生労働省、いかがでございますか。

○上田世帯統計室長 その点、かなり詳細なことになりますので、後ほど担当部局に確認をした上で津谷先生に御報告をいたしたいと思えます。

○津谷部会長 それでは、宮川専門委員より御提案のありました、この「胃カメラ、ファイバースコープ」、括弧の中にさらなる括弧ですが、その「胃カメラ」を除いても差し支えないのではないかと。もし、さらに修正するとするならば「バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡検査など」ですか。

○宮川専門委員 そう思います。胃がん検診は、やはりバリウムの検査か、内視鏡検査、どちらかになりますので、もう簡潔明瞭でもよろしいかと思います。

○津谷部会長 それでは、このただし書きですけれども、これにつきましては厚生労働省、そして政策統括官室と御相談をいたしまして、私のほうで責任を持って文言を修正させていただくということで、それを条件といたしまして、これを御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○津谷部会長 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、答申案の6ページの「(キ)変更事項7」を御覧ください。ここからは介護票の調査事項となります。

ここでは、主たる介護者以外の介護者であり、かつ要介護者と別居している者の居住場所に関する調査事項について、削除することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので、調査事項を削除することはやむを得ないとしておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして「(ク) 変更事項 8」を御覧ください。ここでは、要介護者が受けている介護サービス等の状況に関する調査事項について、2点の変更を計画しております。

1点目は、7ページから8ページにかけての①に記載をしておりますが、従来の「5月中のサービスの利用日数」について削除をすることでございます。

2点目は、②に記載をしておりますが、5月中に利用した介護サービスについて、従来の介護サービスの選択肢に新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加するとともに「居住系サービス(グループホーム)」の選択肢を新たに追加することでございます。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので、①の削除についてはやむを得ない、②の追加については適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、この部分についても、了承とさせていただきます。

続きまして、答申案の8ページの「(ケ) 変更事項 9」を御覧ください。ここでは、要介護者が介護サービスを受けていない理由に関する調査事項について「入院していた」という選択肢を新たに追加することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、これについても、了承とさせていただきます。

次に「イ 調査事項の削除」についてでございます。これは全て健康票に関するものでございます。

答申案の9ページの「(ア) 変更事項10」を御覧ください。ここでは、世帯員が5月中に病気やけが、予防のために支払った費用に関する調査事項を削除することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので、調査事項を削除することはやむを得ないとしております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、これについても了承とさせていただきます。

続きまして「(イ) 変更事項11」を御覧ください。ここでは、世帯員が過去1年間に健康診断、健康診査及び人間ドックを受診した後の保健指導等の状況に関する調査事項を削除することを計画しております。

これにつきましても、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、これも了承とさせていただきます。

次に「ウ 調査方法の変更」についてでございます。答申案の10ページを御覧ください。ここでは、健康票の回収方法を、調査員が調査対象世帯から封筒に密封された健康票を回収する密封方式から、封筒を密封しないで健康票を回収する非密封方式に変更することを計画しております。

ただし、審議の結果、健康票は心身の健康に係るプライバシー性の高い調査項目も含まれていることから、調査員に回答内容を見られることに対し忌避感を持つ報告者もいると考えられることを踏まえ、密封でなければ提出をしないとす報告者については密封方式による提出も可能とするなど、柔軟に対応する必要があると指摘をしております。

これについて、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、この部分について、当部会として了承とさせていただきます。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 これも表現上の問題ですが、プライバシー性が高いという言い方を一般的にするかどうか。例えば「機微に触れる」などの言い方が一般的なような気がするのですが、特にこだわるわけではないのですが、今、読んでいて「プライバシー性の低い」とか「プライバシー性の高い」などと言うのかなと思ったのです。

○津谷部会長 日本語の表現として少し不自然で、余り聞かないような感じですが、厚生労働省いかがでございますか。

○上田世帯統計室長 私どもも、調査員の方々からしばしば言われるのは、それは本当に個人に関する情報であるという言い方で、難しいのですという言い方をされますが、別に一般の方から見てプライバシー性が高いということで違和感がないのであれば、私どもとしてはそれでいいのではないかなという気がするわけでございます。

○津谷部会長 金子調査官、いかがでございますか。

○金子調査官 今、厚生労働省が申し上げたとおり、そんなに私どもも事務局としては違和感を持っていなかったのですが、ただ、少し表現的にどうかということをおられる方もいらっしゃるのであれば、例えば廣松先生がおっしゃるように「機微に触れる」とか、そういう表現に変えることも検討したいと思います。

○津谷部会長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 確かに「プライバシー性」と言われると妙な感じですので、日本語的には心身の健康などのプライバシーに関わる、と言った方がわかりやすいと思います。プライバシー自体が名詞なので、そちらのほうが自然かなという感じはしました。

○津谷部会長 「プライバシーに係る」のほうが自然かもしれません。

宮川専門委員、何か御意見はございますでしょうか。

○宮川専門委員 やはり言葉1つずつを見ていきますと切りがないような気がいたしますので、私も「心身の健康などのプライバシーに係る」か「心身の健康などのプライバシーに関わる」か、そのぐらいでよろしいと思います。

○津谷部会長 それでは、ここで「健康票は心身の健康などのプライバシーに係る調査事項も含まれていることから」と修正をさせていただいてよろしいでしょうか。

中村専門委員、よろしいでしょうか。

○中村専門委員 はい。

○津谷部会長 それでは、さらにこの部分の表現について、「プライバシー性」の「性」という部分に若干違和感がある、不自然な表現ではないかということですので、もう一回繰り返します。「健康票は心身の健康などのプライバシーに係る調査事項も含まれていることから」と修正をさせていただくということで御了承をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、この修正を加えまして当部会として了承とさせていただきます。

次に「エ 集計事項の変更」についてでございます。

どうぞ。

○白波瀬委員 すみません、ちょっと戻ってよろしいですか。

○津谷部会長 はい。どうぞ。

○白波瀬委員 すぐにうまく反応できなかったのですが、9ページの「(ア) 変更事項10」の「変更理由」のところなのですが、多分、本委員会のほうでも、こういう形での理由を出すと疑問が出されるのではないかなと感じまして、発言させていただきます。これまで時系列的に大きな変化がないという理由が、説得的かというとは私は疑問です。これまで大きな変化がないことが、これからも同様だという確信は全くないわけですから。

そこで、もう少し違った積極的な理由を提示された方が望ましいと思いました。例えば、これに関するデータについては別途把握することができるので本調査で検討する強い理由が低下したとか、今まではこれまでの傾向が全くわからなかったもので、これまでの傾向をつかむという意味での役割はこの時点で一応終わったとみなすことができる、とか何かもう少し積極的な理由が追加されるとよろしいかなと思いました。このままで十分説得的だという意見が多数であれば、それで結構です。

○津谷部会長 廣松委員、何か御意見はございますか。

これについて、私はむしろ一緒のこのように感じます。しかし、この理由は初めてで

はなくて、今までも答申で出てきていると記憶をしております。

過去4回の大規模調査の結果において、時系列的に大きな変化がなく、一定の傾向が把握されていると思います。

○白波瀬委員 でしたら、書き方はその逆のほうがよいような気がします。

○津谷部会長 つまり上下に変化したりするのではなく、傾向が大きく変わらないので、もう一度調査を実施しても同じぐらいの水準になるであろうと予想されるということかと思えます。「傾向」と言うとは何か変化があるように感じてしまうのですが、ここはむしろ「水準」と言った方がよろしいかと思えます。

○白波瀬委員 そうであれば「時系列的に大きな変化が認められず、一定の傾向が把握されたため」とかといったように、逆にさせていただくといいかなと思いました。

○津谷部会長 宮川専門委員、どうぞ。

○宮川専門委員 この点に関しましては、やはり今の医療費の高騰化の大きな問題がございまして、今まで平成13年、平成16年、平成19年、平成22年と大規模な調査が行われたとありますけれども、この平成20年以降、小泉改革をはじめ医療費に関しては非常に問題点が大きくなってきております。それで、このように病気とか予防にかかわる費用、あるいは福祉も含めてのいろいろなサービスを受けることが非常に積極的に行われているにもかかわらず高度医療化によって医療費は、かかってくる費用がどんどん増大してきていると私は思います。

ですので、今までが一定の傾向であったから今回は削除するという、把握できたことは今までの傾向としては把握できたかもしれないけれども、時代の流れはこの1項目だけで、質問事項だけでは捉えられない点はございますが、やはり一般の国民の方が今の医療費をどのように考えているか、負担になっているかどうかという傾向を一部でも把握する意味では、私はこの項目はあってもよかったのではないかなとまた蒸し返してしまいますけれども、今までの審議もございますのでね。

○津谷部会長 これについては厚生労働省に御説明いただきたいのですが、医療費に関する詳細な調査は別にあります。この国民生活基礎調査は厚生労働省が実施しているサンプル調査としては最大の基幹統計調査ですので、何か特定の課題に特化した調査ではないのです。

医療費はその中の一項目です。もちろん全ての項目について詳細に調査できれば、その情報を利用する側としては当然理想的ですが、やはり報告者の負担の軽減を考えなくてはなりません。この調査には調査票が5つあり、調査項目は多岐にわたっており、さらに今回、新規の設問が入りましたので、どこかを削らざるを得ない。そうでないと、調査自身の実施が非常に難しくなってきてしまいます。

先ほど専門委員もおっしゃいましたように、医療費について本当に詳細に調査するのであるならば、また別個の、それに特化した調査をするということで、この削除をもう一回差し戻すことについては御勘弁をいただきたいと思えます。御理解をお願いいたします。

○宮川専門委員 了解いたしました。

○津谷部会長 ただ、この「変更理由」はどういたしますか。

どうぞ。

○廣松委員 まさに、今、部会長がおっしゃった点ですが、たしか、この項目の審議のときに、特に5月中と限定をしてしまうと報告者負担が大変大きいという理由もあったと思います。その意味で、もちろん、ここに書いてある「変更理由」はこれでいいと思いますが、先ほどちょっと順番を変えるという意見もありましたし、それと同時に、今おっしゃったように、健康票については今回、追加も含めて、かなり大幅に変えた。その意味で「報告者負担の軽減」という言葉を入れてもいいのではないかとも思います。

○津谷部会長 厚生労働省、どうでしょうか。御意見ございますでしょうか。

○上田世帯統計室長 第1回資料の新旧対照表にもございますとおり、記入者負担軽減のためにここは削らせていただきたいということも付記しておりますので、廣松先生がおっしゃったように「記入者負担を軽減する」という文言を入れていただければと存じます。

○津谷部会長 それでは、先ほどの白波瀬委員の御意見を踏まえ、そして廣松委員の御意見も踏まえまして、大体の傾向がつかめて大きな変化がないということに加えて、報告者負担の軽減も加えるという形で、どのような表現にするかということをごここで全部話し合う時間は恐らくないのではないかと思いますので、これは預からせていただきたいと思えます。厚生労働省と政策統括官室、そして私で相談をさせていただき、皆様に修正案をメールでお示しして御意見を伺うということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 少し戻りますが、9ページの「(ア) 変更事項10」については、削除するというご御承をいただきました。ただ「変更理由」については、表現を修正するというごお願いしたいと思います。

どうぞ。

○金子調査官 1点、この関連で確認したいのですが、この「(ア) 変更事項10」の「変更理由」のような表現をとっているものとして、6ページの「(キ) 変更事項7」でも「同じような傾向が把握され、大きな変化がない」という表現をしているのですが、ここも「(ア) 変更事項10」に合わせたような形で表現を変えるということだと理解してよろしいでしょうか。

○白波瀬委員 多分、そのほうが、よいのではないのでしょうか。特にさきほどの御意見も医療費とか、同居について、それほどの大きな変化が現時点で認められないけれど、社会的にはかなり注目されておることが考えましても、その形がよろしいような気がいたします。

○金子調査官 わかりました。

○津谷部会長 「変更理由」及びその他の表現について、さらなる修正に関する御意見はございませんでしょうか。

それでは、次に、先ほどの「エ 集計事項の変更」に戻りたいと思います。答申案の10ページです。集計事項につきましては、調査事項の変更に伴い、関連する集計事項を変更することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので適当としておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 では、この部分につきましては、当部会として了承とさせていただきます。

それでは、前回答申における今後の課題への対応について審議をさせていただきたいと思っております。

11ページの最初に、前回答申において指摘された今後の課題について、①から④として4つの事項を端的に記載しております。これらの4つの指摘事項について、厚生労働省が検証・検討した結果を表16として答申案の11ページから12ページにかけてまとめております。

なお、ここでは委員・専門委員からの御意見等を踏まえ、2点の修正をしております。

1点目は、表16の「指摘事項に関する厚生労働省の検証・検討結果」の①の3行目にある「捕捉率」についてでございます。捕捉率とはどのようなものかわかりにくいのではないかと御指摘がありましたので、捕捉率について説明する注記を加えております。説明内容は表16の外、下に記載している(注)1でございます。

2点目は、②の下から3行目にある「現状では」のところでございます。このところは当初「今後」としておりましたが、未来を閉ざすような表現になっているのではないかと御指摘ございましたので「現状では」に修正をしております。

次に、12ページに厚生労働省の検証・検討結果に対する部会としての評価について記載をしております。ここでは、表16に記載している検証・検討結果であるファクトから、調査方法の見直しに関し、どのような有用な材料が得られたのかといった観点から評価内容を記載をしております。順次、簡単に御説明をいたします。

まず最初に「① 国勢調査及び本調査の結果との間で生じた差異の検証について」です。表16の①に記載している検証結果の内容を踏まえ、「都市部における単独世帯の若年層の捕捉が十分でないことが、本調査において非標本誤差が生じている背景となっているとの結論となり、調査方法の見直しに係る有用な材料を得たことは、検証結果として合理的なものとして、評価する」としております。

次は「② 調査票回収率の向上策の効果の検証について」です。表16の②に記載している検証結果の内容を踏まえ「現状では、都市部において回収率のより一層の向上を図るための有効な方策は見だし難いとの結論となり、調査方法の見直しに係る有用な材料を得たことは、検証結果として合理的なものとして、評価する」としております。

4行目の「その結果」の後に「現状では」とありますが、当初の案ではこの文言ではございませんでした。11ページの表16の②を修正したことに合わせて追記をしたものでござ

います。

また、ここでは委員・専門委員から、全体として回収率の向上が図られたことに触れる必要はないのかという御指摘がございましたが、先ほど申しましたように、ここでは表16にある厚生労働省の検証・検討結果からどのような有用な材料が得られたのかという観点で記載をしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

次は「③ 非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性の検討について」です。表16の③に記載している検証結果の内容を踏まえ、「特定の手法による補正結果を公的統計に採用することは困難との結論となり、調査方法の見直しに係る有用な材料を得たことは、検討結果として合理的なものとして、評価する」としております。

そして「④ 調査方法等の見直しの検討について」では、表16の④に記載している検証結果の内容を踏まえ、「調査票回収率のより一層の向上のための有効な方策が見だし難く、また、集計値を補正する理論も実用段階に至っていない現状において、調査票の回収率をより一層向上させ非標本誤差の縮小を図るために、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入等調査全般にわたる抜本的な見直しが必要との検討結果であり、今後は具体的な取組を進めるべきである（後述3参照）」としております。

以上、これらにつきまして、何か御意見ございますでしょうか。

中村専門委員、どうぞ。

○中村専門委員 捕捉率ですけれども、この定義が私はわからないのですが、一般的な用語なのでしょうか。

○津谷部会長 厚生労働省、いかがでございますか。

○上田世帯統計室長 一般的と申しますか、そこで定義として一応書かせていただいたとおり、今回は全数調査である国勢調査の実数ベースでの数値に対して、私どもは推計をするとどれぐらいの比率になっているのでしょうかということで「捕捉率」という文言を用いたのでございますけれども、もちろん、適切な文言があればそれに変えたいと思いますが、一応、そういう定義のもとでこれは使っていますということでございます。

○中村専門委員 それで、今、比率という言葉が使われたのですけれども（注）では「割合」になっています。割合は全体の中の一部の比率のことなので、この「割合」は「比率」に直したほうが良いと思います。

もし、捕捉という言葉の意味を忘れてこの率を使うとすれば、20歳代の単独世帯について8割になっていることだけが問題ではなくて、特に高齢が100%を超えているところも問題とすべきだと思います。これらは全て回収率の違いがこの率の高低をもたらしているわけで、問題自身は回収率が単独世帯、2人世帯以上、それから世帯主の年齢によって異なることがそもそも原因で、単身の20歳代は8割の率ですが、回収率は直接には測定できないのですけれども、やはり回収率は6割とか7割とかになっていることで、そのほかの世帯は回収率が8割とか9割近いところもあるのかもしれませんが、これらのアンバランスがこのバイアスをもたらしているのです。

ですから、まず1つ言いたいのは、この捕捉率の定義だったら100%を超えているところも記載しないといけなくて、その原因は回収率のアンバランスがあるというところを正直に書かなければ書くべきだと思います。捕捉率が8割行っていたら結構高い印象ですけども、実際、もし回収率を逆算して推定してみたら6割とか7割になっているわけで、印象もまた違うわけですから、もう少し、このあたりの表現といいますか、追加の文が私は必要ではないかなと思っています。

○津谷部会長 済みません、中村専門委員、具体的にどこに追加をされるのでしょうか。

○中村専門委員 まず1つは、捕捉率の定義です。

○津谷部会長 「割合」を「比率」に変えるということですか。

○中村専門委員 はい。「比率」がいいと思います。

○津谷部会長 わかりました。

○中村専門委員 それを使うとしたら、11ページの①の右側です。単独世帯について、国勢調査の約8割の捕捉率になっていて、そのほかの2人以上世帯の高齢については大体5%ぐらい捕捉率が大きくなっていると思うのですけれども、世帯数がこちらのほうが多いので、捕捉率が5%ぐらい高くなっているということはあると思います。

ですから、1つは捕捉率が低いところだけではなくて高くなっているところも、実際はここでの定義の捕捉率という概念で捉えたら問題になっているということだと思います。ですから、今、言ったところに「2人以上世帯の高齢では5%の超過になっている」、そういう文言が必要ではないかと思います。

○津谷部会長 厚生労働省、いかがでございますか。

○上田世帯統計室長 2人以上世帯での高齢というものは多分、私どもとしては資料を出していないので、単独世帯の高齢部分でのオーバーエスティメートがあるということかなと思うわけですが、単独世帯で国調と私どもの推計値を比較した場合、特に20歳代、30歳代ではそれこそ6割程度しか捕捉しておりませんが、高齢に行きますとその比率が100%を超えているので、そこは多目の推計になっていますということだと思います。2人以上世帯は世帯数ベースで言うておりますので、そこは年齢層は言えないかなと思うのです。

ただ、世帯主年齢での比較はできますけれども、それはかなり複雑な記述になってしまいますので、それをここへお書きいただくかどうか、よくわからないのですが、特にここで申し上げたかったのは、私どもはとにかく若年の単身世帯がかなり低くしか推計できていません。つまり、それは世帯票の回収率が80%で、そのほかの14%が会えない世帯がいっぱいあります。そこがかなり問題ではないのかなという認識を持っていることの一つの証左として、単独世帯の若年の捕捉率の低さを挙げさせていただいたわけございまして、それはそれに伴って当然アンバランスを生み出して、単独高齢者の捕捉が、推計が高くなっているという問題もあわせてありますということかなと思っています。

ですので、ここで書き加えるとするのであれば、単独世帯について、全体では8割になっているのですけれども、年齢階級で見ると20歳代、30歳代は捕捉率が低い。逆に、高齢

層においてはその比率が高くなっている。そういう書き方になるのではないかと思います。

また、単独世帯だけの問題ではなくて2人以上世帯までということになりますと、それは単独世帯が低くなっていますので、それに伴って若干、2人以上世帯は高くなっている。ただ、それを書きますと、それ以外の要素はどうなのだ。自営業と給与所得者で言うと、自営業のほうが私どもはオーバーエスティメートになっている部分もありますけれども、例えばそういうことまで書いていきますとどんどん膨らんでしまいますので、ここはとにかく、私たちは単身、ひとり暮らしで若い世代のところにターゲットを絞って回収率を今後向上させていきたいという意味も踏まえた上で、単独世帯の若年が低い捕捉になっています。

ただ、先生がおっしゃるように、アンバランスもあるのではないかとということで書き加えるのであれば、一方、高齢者層においては推計値が高くなっている、そういう書き方ぐらいを追加するのではないかなと、今、お聞かせいただいてそう思いました。

○中村専門委員 簡潔に趣旨を書きいただければいいと思います。

○津谷部会長 この推計を行うと、いろいろな属性や切り口によってバイアスが生じますので、これについてこの答申案で詳細に説明することは恐らく現実的に難しいということです。

ただ、専門委員からの御意見もございましたので、この4行目のところは「特に20歳代や30歳代の捕捉率が低い。一方、高齢層では高くなっている」とさせていただくということではいかがでございましょうか。

また（注）1の「捕捉率」の最後の「推計された世帯数の割合」というところを「比率」と変えさせていただきたいと思いますが、中村専門委員、この修正でいかがでございましょうか。

○中村専門委員 原則は、基本的にはそれでいいのですけれども、今、言ったように、一番最初に読んだ印象では、捕捉というものは回収とは似たような感じなので、回収ととってしまうと、それは8割ではなく、定義は入れていただいたのですが、捕捉という言葉聞いて回収かなと思って誤解をちょっと与えるのではないかなという点が本当は1つはあります。捕捉率8割ではあっても、回収率はもっと低いはずだということです。

○津谷部会長 しかし本文の中に捕捉率の詳細な定義を入れ込むことは難しいと思いますので、（注）として一番最初に加えたということで、できれば御了解をいただきたいと思えます。

白波瀬委員、そして廣松委員、どうぞ。

○白波瀬委員 今、中村専門委員がおっしゃるのは、答申のところで「差異」というところだと思います。その差異については検討したけれども、今回特に検討の中心が何であるかを明らかにするのはいかがでしょうか。全てを網羅的に記述するのは難しいので、その差異の中で特に単独世帯の何何、ということ強調されるといいかなと思っただけです。

○津谷部会長 済みません、どこのページのことでしょうか。

○白波瀬委員 11ページの①のところなのですけれども「国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異を検証する」という、この「差異」の中身はいろいろあるわけですが、今回については何の差異を中心に検討したという形で、特定化するのがよいのではないかと思います。差異の全てを網羅するというのは、ある意味でかなりいろいろな側面からの検討が求められます。そこで、特にここでは「単身世帯についての検討」ということで対象を特定化し、特に「若年層についての検討」が喫緊の課題として求められている、そこで、という説明をされたら強弱がつくかなと思ったのです。

以上です。

ただ、それは構造的にかなり大幅な検証になるのでね。

○津谷部会長 これは、表16の一番最初の縦列は前回答申で指摘されている文言なので、これを変えることはできないのです。

○白波瀬委員 それは了解しています。

○津谷部会長 では、それに対する厚生労働省の検証・検討の結果というところの文言を相当大きく書き直すということでしょうか。

○白波瀬委員 差異の中で、ここで言う「約8割の捕捉率」というところが検討の中心になっているので、はじめに、特にここで深刻だと思われる点について検討しました、という導入部分があるとよろしいかなと思ったのです。

○津谷部会長 ただ、最初から深刻とわかってやっていたわけでは当然ないわけで、基本的な属性や世帯、そして働き方その他別の集計結果を見せていただいたと理解をしております。そしてその結果、若年層の単身世帯、特に大都市に居住する単身世帯は非常に回収率が低いことが示された。若年層の単身世帯の回答率が低く、捕捉率も低いということは、この調査に限らず、社会調査一般にそういう傾向があるということかと思えます。

この点、厚生労働省、何かお考えはございますでしょうか。

○上田世帯統計室長 白波瀬先生がおっしゃるのは、差異のうち、特に単独世帯の状況がよくないのですということをごまかすにはっきりさせればということですから「本調査の結果を比較した結果、単独世帯においてその差異が大きくなっており」と書くのでしょうか。

○津谷部会長 途中で済みません。ただ、全ての単独世帯が捕捉率が低いわけではなく、むしろ高くなっているところもあるわけですので、単独世帯が問題とは言い切れないと思います。むしろ単独に住んでいる若者世帯で、大都市圏に居住している世帯の捕捉率が低いということです。もちろん若い人が単独で郡部に居住しているということは余りないと思いますが、地域別にこれを見るとなると、もう一度、全部お出しいただいた資料を整理して、どういうふうにするかを検討しなくてはならなくなってしまいます。

ですので、申しわけございませんが、まだほかにも審議事項がございますので、この点につきましては、先ほど中村専門委員から御意見をいただきました(注)1の2行目の「割合」は「比率」に変えさせていただく。そして、この「特に20歳代や30歳代の捕捉率が低い。一方、高齢層では高くなっている」という表現をこのまま使うかどうかは別にいたし

まして、これをベースにして、最終的に私と厚生労働省と政策統括官室で表現を詰めさせていただきたいと思います。そのときに、白波瀬委員からいただいた御意見についても考慮をさせていただくということによろしいでしょうか。必ず修正をするというお約束はこの場合はできないのですが、もう一度、資料と検証・検討結果を見せていただき、この部分については修正をさせていただきたいと思います。

廣松委員、何か御意見がございますでしょうか。

○廣松委員 今の件に関して2点です。

まず（注）1の表現で「割合」を「比率」に変えるというのは私も修正が必要だろうと思うのですが、その前の「本調査の結果で」という表現なのですが、本調査の結果を公表しているのは推計された世帯数だけなのですね。

○上田世帯統計室長 はい。世帯数については全て推計値で公表しています。

○廣松委員 そうしますと「本調査の結果で」という、そこをもうちょっときちんと書いたほうがいいのではないかと、この文言のままですと何となく、本調査の結果に基づいて推計されたとも読めます。「本調査の結果は推計された世帯数のみである」というのが、明確になるような書き方のほうがいいのではないかと思います。あるいは「本調査の結果として公表している、推計された世帯数」。

○上田世帯統計室長 「本調査の結果として公表している推計世帯数」という感じでございますか。

○廣松委員 そうです。今回この捕捉率を計算をするために、あえて特に別途推計をしたわけではないということですね。

○上田世帯統計室長 もちろん、そうでございます。

○廣松委員 そこを明確にしたほうがいいかなと思ったのが1点です。

あと、これはまた表現の問題で恐縮なのですが、①から③までのところで「合理的なものとして、評価する」。そこはいいのですけれども、合理的であるということと、説得的といえますか、納得的であるということとはちょっと違うような気がします。

ですから、ここは検証結果として合理的である、そこはいいとして、もう一つ、この部会として前回の諮問の今後の課題への対応として、説得的・納得的であり適切とするかどうか、表現はまだ工夫する必要があるかもしれませんが、何か合理的なものとして評価するというだけでは少し言い足りないかなという気がします。

○津谷部会長 そうしますと、この「検討結果として合理的なものとして、評価する」、この間にもう少し何か加えたほうがいいという御意見でございましょうか。

これは、同じ表現が①、②、③と最後に出ております。

○廣松委員 そこは部会長等に御一任いたしますが、例えば「検討結果として合理的なものとして、評価し」、その後何かつけ加えるということでしょうか。

○津谷部会長 もう一度お伺いしますが、先生のお気持ちとしては「評価するとともに、適切である」とした方がよいということでしょうか。

○廣松委員 この部の会として、この検証結果をどう判断したかを書き込んではどうかという趣旨です。

○津谷部会長 そうしますと「検討結果として合理的なものとして、評価し、おおむね適切である」とするということになりますでしょうか。

金子調査官、どうぞ。

○金子調査官 この書きぶりは端的に、内容的なものも含めて合理的という表現をしたということで、内容的なものも当然なのですけれども、より重視したのは、これから見直しに使える材料をその結果から得られているかどうか、そういうところも内容とともに、合理的かどうかという意味合いの中で踏まえた書きぶりになっていまして、余りここで「評価する」等とくどく、いろいろな言い方で表現するのはどうかなということで、端的に「合理的」という一言でまとめたということでもあります。

○津谷部会長 どうぞ。

○白波瀬委員 済みません、ちょっと私が混乱しているかもしれないのですけれども、やはり検証結果自体ではなくて、その検証を求めた差異について、検証をしたことが現時点で妥当である、というところですね。「合理的」と言われると、言葉として確かにちょっと違和感はあるのですが、この一連のなされた検証結果をもって、現時点での差異の説明とすることが妥当であるということでしょうか。検証結果そのものの合理性とすると、確かにちょっと誤解してしまうような気がします。

○津谷部会長 おっしゃろうとしていることはわかった気がいたします。ですので、これは調査方法の見直しに係る有用な材料を得たことは妥当なものであるとして評価をするということをございますか。

その結果自身がどうというのではなくて、こういうことがわかって、それが将来の調査方法の見直しに使える情報材料を得られたということの評価をするということでしょうか。

金子調査官、いかがでしょうか。

○金子調査官 ここは相談させてください。

○津谷部会長 それでは、この表現は他に3回出てまいりますので、この部分については、私と政策統括官室、そして厚生労働省と相談させていただきたいと思います。表現の修正については私どもにお任せいただきまして、修正版を皆様にお送りいたしますので、お目を通していただいて、また御意見がもしございましたら、そこでさらに対応させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

そして、そのほかの部分につきましてもよろしいでしょうか。

それでは、次に最後の13ページになるかと思えます。基本計画における指摘への対応について審議をさせていただきたいと思えます。

本調査は、基本計画において、所得票及び貯蓄票の標本規模を拡大すること等について

検討するよう指摘をされております。その結果については、①から③で整理をしております。

①では、都道府県別の統計表を作成するためには、調査対象世帯を現行の約5万世帯から約27万7,000世帯に標本規模を拡大することが必要であるということを記載しております。

②では、標本規模を拡大するに当たっての課題について記載をしております。

③では、これらの課題に対する方策について記載をしております。

このような厚生労働省の検討結果を踏まえ、13ページの下のほうの「以上の基本計画の指摘事項」で始まるパラグラフでございますが、部会としましては「次の点が認められることから、評価する」としております。

具体的には、

- ① 指摘事項に対応する上での個別の課題について整理を行い、課題への対応策を立案していること。
- ② 平成23年に対応策の有効性を検証するため試験調査の実施を計画したこと。
- ③ 次々回の大規模調査（平成28年調査）での実現に向けて、平成26年に試験調査を実施すべく検討を進めていること。

でございます。

これについて、何か御意見ございますでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 今の13ページが一番下のパラグラフのところで「次の点が認められることから、評価する」となっているのですけれども、先ほどの12ページの「合理的なものとして、評価する」という書き方と比較すると、どう評価したのか。そこをつけ加えたほうが良いような気がします。

○津谷部会長 ①から③を根拠に、それらの理由で評価をするということで、記述が非常に長くなるものですから、まず「評価する」として、その後でその理由・根拠を箇条書きのような形で①、②、③としたわけです。

どうぞ。

○上田世帯統計室長 私どもも、評価は50点の場合もあれば70点もありますので、なかなか難しいと思いますけれども、そこはよくやったのではないのかというニュアンスがあればありがたいかなと思いますので、今、部会長がおっしゃったとおり、下で幾つかいい点をお書きいただいたので、そういうふうに評価していただいているのだなということで認識をしております。

○廣松委員 その意味では、私も別にマイナス評価をしているということではなくて、例えば「次の点が認められることから、基本的な計画における指摘への対応として評価できる」という、少し追加をしてはいかがかなという印象です。

○津谷部会長 わかりました。「次の点が認められることから、基本計画における指摘へ

の対応として評価できる」とする方がよいということでしょうか。

○廣松委員 はい。13ページの2行目の3の文章そのままです。

○津谷部会長 わかりました。それでは「次の点が認められることから、基本計画における指摘への対応として評価できる」としたいと思います。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 済みません、蒸し返すつもりは全くないのですけれども、確認させてください。おっしゃるとおり、現状の規模では不可能で、規模を拡大しないという方針はやむを得ないと思います。ただ、もし調査体制なり予算なりをそれなりのものをつけてくれるということであれば、この答申のとおり、やる価値はすごくあると思うのです。その意味で、現状を鑑み現実的なことを考えると、調査規模の拡大は難しいという結論に達した、といったニュアンスの方が、多少なりとも将来的に再度検討する可能性が残るような気がしてよいのではないかと思います。

○津谷部会長 ただ、ここを「やむを得ない」としますとニュアンスが変わってしまうのではないかと思います。調査対象世帯数は約5万世帯から約27万7,000世帯に増えるということで、5倍以上になるわけです。恐らくこれには莫大な予算が必要となります。今の予算は5億円ぐらいですか。

○上田世帯統計室長 はい。今は5億円でございます。

○津谷部会長 今は5億円で、その5倍ですね。

○上田世帯統計室長 済みません、所得票に関するだけで5倍でございますので、全体で言いますと2倍ちょっとぐらいでございます。

○津谷部会長 そうしますと10億円で、国勢調査の予算が約60億円ですので、その6分の1ぐらいの予算がかかる、つまりこの調査には少なくともそれぐらいの経費が恐らくかかるということになります。

コストも高いハードルですが、それよりも高いハードルは調査員の確保が至難であることです。調査員の数を大幅に増やすことは難しく、調査員あたりの負担を減らすといいますが、後でまた御説明申し上げますが、1調査員当たりのケースロードを半分にするということは、調査地点数を調整する必要が生じるのではないのでしょうか。要は調査員の数は少なくとも倍で足りるのか。これは大変に難しい調査です。

○上田世帯統計室長 はい。難しいわけであります。半分にしてさしあげても、私どもの調査員さんの役割は、調査票を配って回収するだけではなくて、その前の説得をやって、中身を細かく説明を申し上げてということでございますので、この部分の負担をそのままやってしまいますと調査員の数がやはり5倍かかってしまいますので、それは基本的に不可能であると考えerわけであります。それは白波瀬先生がおっしゃったように、お金は幾らでも使っているということならば私どもも喜んでやるわけでございますけれども、限られた政府予算の中でのさらに限られた厚生労働省予算の中でどうやってやるかということでは、そこを抑制する方法を試験調査を通じて探っていきたいと考えております。

○津谷部会長 非常に訓練を積んだ調査員でも、調査員さんの負担は大変大きい。特に所得票を他計から自計に変えましたけれども、高齢の方はやはりまだ調査員さんが助けて回答をするといったこともあります。それなりの経験を積んだ質の高い調査員さんを確保するというについては、お金が無尽蔵にあればわかりませんが、現実問題として、非常に難しい。質の高い調査員のプールがなくなっている。良い調査員の数は増やすどころではなく、現在の調査員を確保していくことがなかなか難しくなっている。これは政府調査に限ったことではないと思います。

ただ、ここを「やむを得ない」という表現ができないということではないのです。ただ、次々回の大規模調査に向けて試験調査を計画していますが、ここでは本当に抜本的な、相当踏み込んだ大幅な変更、特に調査事項を大幅に削るということを考えなくてはいけない。そうでないと標本規模を大幅に増やすことは恐らく難しいであろうということが背景にあります。ですので、「やむを得ない」という表現をすると、もう少し無理をすれば何とかなのではないかというニュアンスが出てきてしまいます。でもここはそうではなくて、本当に抜本的な改正・変更が必要になるであろうというニュアンスを伝えたいのです。今まで時系列でこの調査をずっと実施してきたわけですが、データの収集方法を変えると専門用語で言うモードイフェクト、つまりデータの収集の仕方の変更による影響が出ることが予想されます。ましてサンプリングの方法を変えるということになりますと、データの時系列の継続性についても、恐らく必要な情報は相当削られてしまうということに加えて、さまざまな課題が出てくるであろうと推察をいたします。

ですので「評価する」ではなく「やむを得ない」とさせていただくことについては、そういう背景がございます。

○白波瀬委員 了解いたしました。

○津谷部会長 金子調査官、どうぞ。

○金子調査官 ここは単に、13ページの上にそもそもの指摘が書いてございますけれども、要するに「調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」、これが課題でありまして、この「検討する」ということが十分行われたかどうかでありますから「やむを得ない」と言いますと、検討が不十分であるという解釈につながる可能性があるのではないかと。明らかに検討が不十分であれば、そういう書き方もあろうかと思えます。

ですから、あくまで検討の話であって、ここで指摘事項の背景として標本規模の拡大が実際に実現される、されないとか、そうしたことの1つ前の段階の話として指摘事項がある。それについての評価として整理をしているということでもあります。

○津谷部会長 済みません、それではもう一度確認したいと思います。この13ページの下パラグラフについて「次の点が認められることから、基本計画における指摘への対応として評価できる」と文言を修正させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

中村専門委員、どうぞ。

○中村専門委員 その上の①のところに「世帯票と同程度の規模である約27万7千世帯まで拡大することが必要である」というのは、ひょっとしたらそうではないかもしれないので、きちんと精度評価をする。国民生活基礎調査のサンプリングはクラスターサンプリングになっているので、1つの地区を全部調べる必要は必ずしもなく、世帯票と同じように、1地点の全部の世帯をやる必要は必ずしもないわけです。全世帯をやらないとしたときに調査員とかその手当がどれだけ減るかという問題はまた別ですけれども、単純に世帯票と同程度の規模が必要であるということは直ちには言えないと思います。

○津谷部会長 厚生労働省、いかがでございますか。

○上田世帯統計室長 これにつきましては、各都道府県での平均所得の標本誤差率を5%以内という目標で必要世帯数を確認したところ、各都道府県においては、世帯票調査で行っているだけのサンプルのサイズが必要であるということでこういう書き方をしたわけがあります。そこがクラスターサンプリングである必要があるか、ないかということ以前に、私どもは現行の集落抽出で、悉皆でやっておりますので、それをベースにした上で、総所得の誤差率を5%以内におさめるためには各県どれぐらいの世帯数が必要かで、世帯票と同じ規模でやる必要があるという計算結果の上でこのような結論を出したわけがあります。

○津谷部会長 いかがでございますか。

○中村専門委員 そういった点も含めて、やはり現行のサンプリング方法自体もきちんと検討事項に入れたらいいのではないかと思います。例えば全数調査ではなくても半分のサンプリングでやれば、数は減って、もちろん精度は下がるのですけれども、同じ地点で同じ調査員が半分の担当でいいということになれば個々の世帯にアプローチする頻度をふやすことができるわけですから、そういった意味で回収率を上げられる可能性がなくはないわけです。

したがって、そういった点も含めて、現行の1段クラスターサンプリングという方法も、例えばどういうふうに変えたらどれだけ精度が下がって、しかし費用が逆にどれだけ減って、その分で例えば1地点増やせるのか、増やせないのかといったような検討も実際には必要なのではないかと思います。

○上田世帯統計室長 それにつきましては、平成13年調査にかける統計審議会の答申において、出現頻度が低い類型の世帯を把握する。例えば母子世帯とか、そういう出現頻度が低い類型世帯を把握するためにも、集落抽出法が有効であると認められる。そういうふうに統計審議会の答申においてなされているわけでありますので、そこから特段、平成13年と平成25年でどういう変化があつて、それでは、それに伴ってサンプリングを変える必要があるならば何となく理解はできるわけでございますけれども、一旦、そういうことで集落抽出法は問題がある方法ではないのだということがされておりますので、現時点で標本設計を検討することはなかなか難しいのではないかと。

平成13年から平成23年にかけて何が変わったかといいますと、回収率でありまして、そ

これは世帯票では87.4%から80.5%と、これは最初の部会でお配りした資料から数字を抜き出すのですが、7%落ちていることは落ちているわけです。一方、所得票では79.5%から80.8%と維持されているわけです。これは1回低下したものが自計化によって回復をしているわけでありませう。

この世帯票の回収率の低下の7ポイント下がったものを見てみますと、それに沿う形で面接不能世帯の割合が上がっているわけです。平成13年は7%だったものが、平成23年には14.2%に上がっているわけです。つまり、何で世帯票の回収率が下がったのかといひますと、要するに面接不能世帯がふえているからと端的に言ってしまう言ってしまうわけでございますけれども、すなわち回収率向上のターゲットの面接不能世帯であるといひことがある程度把握できているわけでございますが、ここをどう減らすかが肝要である。

これは廣松先生や白波瀬先生がおっしゃったように、そこはオンライン回収しかないのではないのかといひ御意見を踏まえれば、オンライン回収を最終的な目標とするといひことで、その前提となるさまざまな方策を試験調査で時系列確保の問題も含めて確認しようとするアプローチを私どもはとっておりますので、現時点で標本設計に踏み込むといひるのは、統計審で集落抽出法は一旦オーケーとされたといひことをひっくり返す必要はないのではないかと考える次第であります。

○津谷部会長 廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 今、中村専門委員がおっしゃったことは私も十分理解します。ただ、13ページの3の3行目ですか、括弧書きのところ、指摘に対する対応ですから「これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する」ことが指摘された、宿題なわけですね。それに対して①のところ、答えているといひ意味で、恐らくこの指摘の内容をどこまで拡大解釈するかといひことになろうかと思ひます。

恐らく、ここを標本設計そのもの、集落抽出、クラスターサンプリングではなくて、ほかのサンプリングの方法まで含めた形にまで拡大して検討すべきであるといひうに解釈するのはちょっと大き過ぎるかなと感じます。その意味では、この平成21年のときの基本計画に対する対応として①の表現、確かにかなり前提が省略されているところはあるのですが、私は一応、この表現でいいのではないかと思ひます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

この基本計画における指摘により、所得票及び貯蓄票の標本規模を拡大することが検討されているわけです。

この標本規模の拡大について検討をするといひことが基本計画における指摘であり、その検討を厚生労働省が行った結果としてここにまとめているといひことです。この結果に誤りがあるとか、明らかに表現としてまずいといひことであれば、ここで当然、修正をお願いしたいわけですが、ここでは、基本計画の指摘に対する厚生労働省の検討の結果がこうであるといひことを示しているだけです。そして最後に、3つほど挙げられていますが、それらの点が認められることから、評価できるといひうになっているといひことです。

ですので、ここではサンプリングの方法とかそういうところまで非常に大きく踏み込むことは、廣松委員がおっしゃったように、少し大きくなり過ぎてしまうのではないかなと思います、いかがでしょうか。

白波瀬委員、いかがでしょうか。

○白波瀬委員 ただ、ここで検討し続けるという意思表示がありますので、私もこれで十分だと思います。中村専門委員のおっしゃっていることは確かにそうで、見直しということとサンプリングの問題から取り組まなくてはなりません。ただ、現状ではやはり最大公約数で実施されているということだと理解していますので、そういう御意見をシャットアウトするということでは決してないと思いますから、この時点ではこれで十分ではないかと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

中村専門委員の御意見も貴重なものであり、その趣旨はよく理解はできますが、ここでは平成28年度に予定されている次々回の大規模調査に向けての試験調査を何とかやっていただきたいということも含めて、記述されております。試験調査の結果が出てきませんと、恐らく議論を先に進める材料がないと思います。もちろん完璧な、例えば多段層化確率サンプルを世帯ベース・個人ベースで抽出できればよろしいわけですが、この大規模調査をその標本抽出法でやるとなると、恐らくとてつもない費用とマンパワーが必要になるであろうと、私見ではございますが思います。

ということで、この点につきましては、何度も繰り返しになりますけれども、13ページの一番下のパラグラフを「基本計画における指摘への対応として評価できる」という変更でおさめさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

中村専門委員、よろしいでしょうか。御了解いただけますでしょうか。

○中村専門委員 はい。わかりました。

○津谷部会長 どうもありがとうございます。

続いて、14ページの「4 今後の課題」について審議を行いたいと思います。

ここでは3点ございます。

まず「(1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し」についてです。就業・雇用形態の区分に関する用語・概念については、平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において、厚生労働省は、所管統計調査について、異なる統計間の当該用語の整合性の確保等の観点から必要な見直しを行うこととされております。この関係では、第2回目の部会において厚生労働省から、現在、事業所・企業を対象とした統計を中心に検討を行っているとの説明があり、世帯を対象とした本調査の平成25年調査は従来どおりの用語を使用することとしております。こうしたことから、本調査における世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項に使用されている用語については、今後、厚生労働省内において取りまとめられる検討結果を踏まえ、次々回の大規模調査である平成28年調査の企画の際に必要な見直しを行う必要があるとしております。

これについて、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきたいと思えます。

次は「(2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討」についてでございます。当初の案では、これは「就寝時間」としておりましたが、これに関し、委員・専門委員から2点の御指摘があり、これを踏まえ「就寝時刻」に修正をしております。

1点目は、ここでは何時に床についたかを把握する趣旨ですので、用語として「就寝時間」ではなく「就寝時刻」としたほうがより正確ではないかということでございます。

2点目は、答申案の2ページですが、何時間眠ったかを把握する趣旨の「睡眠時間」という用語が使用されており、「就寝時間」と「睡眠時間」の2つの用語で時間の定義が異なるのはいかなものかということでございます。

以上のことを踏まえ「就寝時間」を「就寝時刻」へ変更しておりますが、課題の内容について御説明をいたします。

就寝時刻が健康に影響を及ぼすのか否かに関しては、学術的な議論があり、結論が得られていないことなどから、今回の調査計画の変更においては調査事項として追加することを見送っております。しかしながら就寝時刻については、社会的には昼夜逆転等生活スタイルの多様化を象徴する事柄でもあるとの御意見もありましたので、就寝時刻に関する学術的な議論を踏まえた上で、今後、睡眠に関する調査事項のあり方を検討する必要があるとしております。

これについて、何か御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、この部分につきましても、当部会として了承とさせていただきます。

次は「(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組」についてでございます。前回答申の課題及び基本計画における指摘事項の実施に当たり、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策は、重要な事柄であることから、その重要性に鑑み、次々回の大規模調査である平成28年調査の企画までにこれらの方策の有効性について検証し、その結果を反映させる必要があるとしております。

本件に関しまして、委員・専門委員から2点の御指摘がございました。

1点目は標本設計に関する御意見でして、具体的には、1つ目は調査員が担当する1調査区当たりの世帯数を例えば半分にして、調査員の負担を現行より減らし、その分を調査地区の増加や回収率向上のための訪問回数の増加といった対応に向けることを考えてはどうかというものでございます。

2つ目は、政令指定都市と都道府県の下レベルの層については、推計値を求める際に使われていないけれども、これを使うようにしてはどうかというものでございます。この層と申しますものは、直近の国勢調査の結果に基づき分けられた各種産業の雇用者の比率等が同質である調査区のグループのこととございます。これが国民生活基礎調査の調査区の抽出に利用されております。

2点目は、統計的な補正に関する方法の継続的検討に関する御意見でございます。具体的には、補正をより総合的に行うキャリブレーション法といった方法の検討や、あるいは傾向スコアとキャリブレーション法を組み合わせる方法など、引き続き補正に関する検討を行うことが必要ではないかというものでございます。

これらの御意見に対しまして、まず1点目でございますが、先ほども厚生労働省のほうからも御説明がありました。調査員の担当する世帯数を半分にして調査員の負担を軽減いたしましても、例えば調査区数を倍にすることになりますと、これは予算面において困難になるだけではなく、現在の倍の数の調査員が必要となることが予想されます。先ほども御説明申し上げましたが、調査員確保が困難となっている都道府県における現状を鑑みましても、極めて難しいものではないかと考えます。

また、政令指定都市と都道府県の下レベルの層につきましても、主に国勢調査の情報に基づいて作成をしているということは先ほど申し上げましたが、これに係る直近の国勢調査の情報がまとまるタイミングと、国民生活基礎調査でこれを使用するタイミングを考えますと、2年から7年程度経過した、ある意味劣化した情報を利用することとなり、統計精度・推計精度の面で問題が生じるかと思われまます。

こうした予算面や調査員確保の難しさや制約、また、国勢調査の結果の利用の可能な時期の制約などを考慮いたしますと、1点目の御指摘は現実的にはなかなか難しいものではないかと考えます。

2点目についてでございますが、問い合わせましたら、厚生労働省ではキャリブレーション法についての検討は行っていないとのこととございます。キャリブレーション法を含めまして、さまざまな補正方法の継続的な検討を進めることは当然、大変重要であると考えます。ただ、既に厚生労働省で検討された補正方法も実用段階に至っていないということであり、さらにキャリブレーション法の検討を行ったとしても、これを当面、現段階で本調査に適用することは困難であると考えられ、この問題を今後の課題として今回の答申に盛り込むことは難しいのではないかと判断をいたしました。

こうしたことから、この2点の御意見につきましては答申には反映せず、原案のとおりとしております。

以上については、部会審議も踏まえた本調査に対する私の認識・考えでございますが、調査を実施している厚生労働省から補足説明があればお願いをいたします。

○上田世帯統計室長 若干補足をさせていただきます。

まず、今の部会長のお話の1点目の①と申しますか、世帯票の調査区を倍にするという

ものでございますけれども、調査員の仕事は、先ほど申し上げたとおり、調査票を配って回収するだけのものではございませんで、調査対象の全世帯についての名簿づくりからまず始まるわけでありまして。

ですから、調査区を倍にするということは、その100世帯の名簿づくりから始めるわけでございますので、この点、調査員の負担は逆に高くなるわけでありまして。1調査区を50として、その50から25ずつを集めるにしても、その前段階として名簿をつくらなければならないわけでありまして。世帯主の名前は何か、世帯員は何人いてという名簿をつくらなければならないし、地図をつくるわけでありまして。これは訪問するのはどこで、どの場所に誰が住んでいてという、地区要図という、これは国勢調査もつくっているわけですが、それと同様の地図もつくるわけでありまして。

それから、私どもの調査員さんにやっていたいただいているものは、これは第1回目の審議入りの際に私どもの調査について審査官室から御説明があったと思うのですが、私どもの調査のそういった地図や名簿は、厚生労働省がいろいろな部局でやっております世帯調査の母集団になるわけでありまして、その調査のやり方としては、調査区を半分に切った単位区というものを使ってやる調査もありますので、単位区の名簿をつくり直すとか、単位区の地図をつくり直すとか、そういう作業も調査員さんにやっていたいただいております。

ですから、調査区を倍にするということは25ずつとればよいというだけではなくて、2倍になった世帯員名簿をつくらなければいけませんし、さらにそれを区分した単位区名簿や単位区の地図をつくらなければならない。こういう作業があるわけでありまして、調査区数が倍化するということになれば、これは必ず調査員数を倍にしないとできないわけでありまして。だから、1人が2調査区を持つということは基本的には不可能であります。

例えば、東京都では現行、大規模調査では220人の調査員によって世帯票調査を処理しております。所得票調査も似たようなものでございますけれども、それでは、この倍の440人を東京都において調査員として確保できるかということになりますと、これは基本的に不可能であります。私どもも1回、平成20年の試験調査をやっておりますが、そのときにいろいろな都道府県にいろいろな御意見を聞かせていただいたわけでございますけれども、その際に東京都は保健所にいろいろ聞き取りをやっていただいているのですが、それはとにかく調査員の数が足りないのです。そういうお話が保健所単位でいっぱいあるわけです。それで、もう高齢化していて、世代交代もなかなか難しい。そういう状況がいっぱいあるわけです。他の道府県においても、特に都市部の調査員確保が困難であって、市の職員、保健所の職員や福祉事務所の職員が調査員として処理するケースも散見されるわけでありまして。

したがって、この調査員確保という点で、まず御提案については不可能であると判断をさせていただきますのであります。

2つ目の層化の問題については、部会長の仰せのとおりでございます。標本設計を一から見直すということについては、先ほど申し上げたとおりでございます。

2点目のキャリブレーション法についてでございますけれども、これはまさに現在、統数研で中村先生を初め土屋先生や伏木先生がまず最前線で研究をなさっているものであります。例えば先ほど部会長がおっしゃった傾向スコアとキャリブレーション法を組み合わせる方法とか、いろいろな方法があるかと思っておりますけれども、昨年末に私も参加させていただいた、統数研で行われたセミナーにおいて、発表者の伏木先生に対して中村先生から、傾向スコアとキャリブレーション法のハイブリッドはあるのかという質問をなされたので、あれなのだなど記憶を確かにしたところなのでございますが、まさにそういうホットな研究テーマについて厚労省が検討するというのは、要するにプロの第一線の研究者がまさに研究なさっていることを厚労省でもやったらどうかというのは基本的に不可能と申し上げざるを得ないわけでありまして。

以上でございます。

○津谷部会長 中村専門委員、どうぞ。

○中村専門委員 私は調査区を倍にしろと言ったわけではなくて、1調査区の担当を例えば半分にしたらどうなるかなと考えたのです。もちろん、半分にすれば精度は下がりますけれども、それをカバーする分、地点数を増やすとすれば1割増やせばいいのかという点を1つは検討してほしいですし、それから、調査地区を増やさないにしても、実際に調査員が訪問しなければいけない人数が半分になれば、その範囲で訪問回数がふえたりして回収率が上がるのではないかと。そういう点を検討したらどうかということで、調査区を倍にしろと言ったわけではありません。倍にして調査員の数や調査員の手間が増えるのはもちろんわかっていますので、調査区を倍にする必要はないということです。

それから、1地区で全世帯の名簿とか地図をつくって、その後の資料にするということは非常に大切なことで、補正をするためにもそういう外側の情報をきちんと押さえておくというのは今後どうしても必要になってくると思います。ですからそういう意味で、1地点の対象者を半分にしたから調査員の負担が半分になるというわけではないけれども、確実に負担は減って、しかも精度は下がるけれども、その分を1つはカバーできるのではないかと。ということを検討してほしい。そういうことも検討に入れる必要があるのではないかと。ということを述べました。

それから、キャリブレーション法の点は実際、この調査でもその1種である比推定を使っているので、補正は行われているわけです。ですから、比推定と比べてどうなるかという点は、実際にデータの個票にアクセスできなければ検討できないわけですから、もしそういった点もそちら側でやれるのならやっていただきたいという意味で、今後もそういうサンプリングとか補正の方法についての検討が引き続き必要ではないか。この答申には、書かれていないので、その点も書いてほしいということでコメントをしたわけです。

○津谷部会長 どうぞ。

○上田世帯統計室長 多少精度は低くなるとおっしゃったわけでございますけれども、そこは私どもも目標精度を決めて、それを達成するようなサンプルサイズでやって、しかも

その方法は小規模な、あるいは出現頻度の低い母子世帯をもほぼ確実に把握できるのではないかと思われるような集落抽出法でやっているというものでありますので、そこを覆すといいますか、精度が下がってもいいということはなかなか難しいわけであります。

例えば現在、貧困率を算出しておりますけれども、大人が1人の貧困率の場合は精度がぎりぎりなのです。平成22年の調査では7%を若干下回るぐらいなのですが、何とか公表している。その精度が悪くなったときにどういうふうに取り扱われるか。今まで出していた精度の、例えば1.何倍悪くなってしまいました。そういうことで大丈夫なのかというところでまず懸念をするわけであります。

中村先生がおっしゃったとおり、1人当たりの調査員の負担を軽くするとかということ、もちろん受け持ち世帯数を減らせば当然軽くなるわけでありましてけれども、そこで精度を犠牲にしてまでそれをやるのか。私どもとしては、そこは逆で、現行のサンプル数を維持した上で何とかいろいろ、さまざまな方法で、あるいは先ほど申し上げたように、14%にふえてしまった面接不能世帯から何とか情報を集められる方法はないかということを検討しておりますので、そういう方向でやっていきたい。

キャリブレーション法は、実際のデータがなければそれはできないのは確かでございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、中村先生が統数研で実際におやりになっている調査の調査データを使っているいろいろおやりになっているということは存じておりますけれども、それでは、そこで実際にそれは結論が出ているかどうかは私どもとしてはよくわからない。今、言ったように、どこでどのレベルで研究成果があって、どういうふうに使えばいいかがよくわからない。まさにそこは現時点では、私どもが想像するに、研究者としてのお仕事なのであろう。それは実査担当部局としての検討は、先ほど申し上げたような形で、調査手法をどう変えていって、どういうふうになれば回収率が上がるのかということで、例えば所得票は自計化をした上で80%台まで回収率が回復したわけでありまして、もちろん傾向スコアというものは一定の方式として成り立っていると当部の担当数学職が申しますので、それは前回答申の発言者の岩崎先生を座長に迎えて、私どものデータを使ってやってみたということがあるわけでございます。

それでは、果たして実際のデータを回してどういう決断がキャリブレーション法で出ることなのかということについては、先般お伺いした伏木先生の御研究等や、あるいは土屋先生のお書きになった論文を見ても、決定的に結果を比較できる。特に私どもの調査は、傾向スコア法でもそうなのですけれども、平均所得でやったわけですが、この前も御覧いただいたように、調査票を御覧いただくとわかるのですが、数多くの項目からあるわけございまして、平均所得のみならず、それでは平均稼働所得はどうか、平均年金所得はどうか、そういう細かいものは全てキャリブレーション法で補正ができるのか。ですから、頭のところで総所得ベースでは無理だから、深掘りするのはやはりできませんということで、傾向スコアも個々の項目についての補正ということにまだ行っていないわけです。

ですから、何も補正する方法を全然検討しませんということではないわけでありまして

れども、それでは、どの方法で補正の方法を検討するのかについては、それが研究段階で、今、どの程度にあるのかも考えた上でやるわけでありますから、一切、補正の方法は検討しませんということではないわけであります。今年度、内閣府で各国の政府統計で、実際、どういう補正方法が行われているかの把握も行われていると聞いておりますので、そういうものも踏まえながら、実査担当部局のできる範囲の中でそういうことは考えていきたいと考えております。

○津谷部会長 中村専門委員、どうぞ。

○中村専門委員 どれだけ精度が下がるかという点については、現在お持ちのデータについてリサンプリング等を行うことによって、例えば半分にしたらどれぐらい精度が下がるか、3分の2にしたらどれぐらい精度が下がるかという検討は数値的にはできると思います。ですから、その下がり方が許容できて、実際、回収率が下がって、非標本誤差の面で精度が下がっているわけですから、調査員の負担が軽減されて回収率を高める可能性があるならばその点について、例えば試験調査でやってもらうということも必要ではないかと1つは思っています。

それから、キャリブレーション法の点で、今は比推定でやっていますが、その推定で出てきた先ほどの若齢の単身世帯数の捕捉率が低いという点が、例えばほかの情報まで使ってやったときにどの程度回復されるかという点で比較検討が可能なわけです。ですから、そういう取り組み、実際の現在の国民生活基礎調査データを使った検討というものが実際になされる必要があると私は思います。

○上田世帯統計室長 私どもの持っているデータで1地区の中から、50なら50集まっている中からランダムに25を抜いてきて、どれぐらい乖離しているかということは計算上は可能であると思うのですが、それでは実際に調査員さんが50世帯の中から25世帯を選べばいいのですといったときに、どういうふうに選ばれるのか。今はとにかく、50世帯に対して何回も訪問をした上でお願いしますということで集めているわけです。例えば母子世帯も、お昼に行ったらお母さんが働きに行っているというので、夜に行ってようやく回収ができています。25世帯ならば、そういう世帯を取りこぼす可能性があると思うのです。それはランダムに抜いてしまうと抜けてしまうのですけれども、実際に調査員さんが行ってしまうと、とにかく早いもの順に渡して回収できたもので集めるということになれば、そのランダムに抜いた計算上の結果と実際にやってみたときにどうなるか。

それでは、そこで例えば母子世帯数が過小推計になったときに、これは何に起因するのかということになると、調査方法を変えたがためにそういうことになってしまったのか。実際に母子世帯数が変わった、低くなったから、少なくなったからそうなのだということの切り分けができないわけでありますから、現状の方法を、要するに悉皆だから何とか集められている部分があるわけであります。いや、この地区全員にお願いしているのをお願いしているのです、それが25世帯でいいのですと言ったら、それではほかの人に当たってくれという話で生じるバイアスについては全く不明であるわけでありますから、そののと

ころを単純にデスクワークで、母子世帯の中から25世帯をランダムに抽出してみて、それが発表数値とどれくらい乖離しているかということだけでもって結論づけるのはなかなかできかねることかなと思います。

○中村専門委員 ですから、デスクワークでできる分はシミュレーション手法を使ったデスクワークで、デスクワークでできない分は試験調査で検討してくださいと言っているのです。

○上田世帯統計室長 試験調査で、例えば先ほど来ずっと申し上げておりますけれども、私どもはいろいろな事項を集めているわけでありまして。要介護度が5の方のお年寄りもいれば母子世帯の方もいて、それでは、そこは試験調査で調査方法を変えたときに、本当に少ない調査区数で推計をしたときに、当然、誤差率はすごく大きくなるわけですから、この誤差の範囲内に入っていますからオーケーですということとやるのはなかなか難しいのではないかなと思っています。

私どもは、平成28年調査に向けては、先ほど来申し上げたように、基本計画への対応ということで、まず所得票と貯蓄票を都道府県別表章が可能なサイズまで拡充したらどうかということへの対応と、さらに回収率を向上させるにはどうすればいいかということの対応のために試験調査をまず考えておりますので、試験調査を幾つも抱え込んでやるのはリソース的に不可能でありますので、現時点ではここに書かれているような試験調査を今後やっていく考えでおります。

○津谷部会長 中村専門委員、まだ御意見はございますでしょうか。

○中村専門委員 いや、やりたくないということがよくわかりました。

○津谷部会長 どうぞ。

○廣松委員 今の中村専門委員の御要望、それから、それに対する実施者の現状についての説明に関して、両方とも大変難しいところだと思います。ただ、(3)のところの書き方「非標本誤差の縮小等」は何かすごく狭いような気がするのです。基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大等というのは、必ずしも非標本誤差の縮小等の話とは同じではない。それから、今、いろいろ意見がありましたサンプリングあるいは標本設計そのものの議論からしますと、ここはもう少し表現は広くして、具体的に、ここにあるような調査事項の大幅な縮減だとか、郵送調査の導入、調査時期の統一、コールセンターの導入等の方策という形にしておく。もし、そこに「非標本誤差の縮小」という言葉を入れるのであるならば、方策の一つとしてそれを加えるのはどうか。

今、いろいろ御議論を伺っていて、やはり回収率の向上とか、調査員の方の事務負担の軽減とかというのは大変大きな論点だと思いますので、それを平成28年の企画までにいろいろ有効性を検証していただくほうがいいのではないかと。(3)のタイトル自体が少し狭過ぎるかなという印象を受けます。

○津谷部会長 内容としてはこれでいいけれども、この(3)のタイトルをもう少し広いものにしたらいいということでしょうか。

○廣松委員 特に「前回答申の課題である非標本誤差の縮小」はまさにそうなのですが、前回答申の中に、非標本誤差の縮小だけではなくて、11ページにありますように、表16の上の①から④までが挙がっているわけです。その意味では、これは表現の仕方ですが、私は(3)のタイトルを少し工夫して「非標本誤差の縮小」を取って「前回答申の今後の課題及び基本計画における指摘事項である所得票及び貯蓄票の標本設計の拡大の実施」という表現にしてはどうか。「非標本誤差」という言葉の内容はなかなか難しいのですけれども、その基本といたしますか、根本にあるのは回収率がなかなか上がらないということだと思うのです。

(3)のところでそういう印象を受けました。

○津谷部会長 この「(3)非標本誤差の縮小等に向けた取組」という表現から非常に狭い印象を受けるということでございましょうか。

確かに、前回答申の指摘事項の③、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する検討を行うということで、検討を行ったわけですが、さらにそれをベースにして今後の課題という形で最後を結んでいるわけです。

それでは、「縮小」ではなく、例えば「非標本誤差の検討」としてはいかがででしょうか。「解析」と言うと多変量の解析という印象を受けますが、「検討と補正方法」とすることもできるかと思えます。本文では「補正する理論」となっていますが、これを「非標本誤差とその補正方法のさらなる検討」とか、そういう表現にした方がよいということでしょうか。先生のお考えになっているものはさらに広いものなのでしょうか。

例えば補正方法という表現を入れるということであれば、先ほどの中村専門委員の御意見である、補正方法の検討を継続するということが書かれていないということに関連するかと思えます。ただ、ここでどういう方法かを具体的に述べることについてはあまり適切ではないかなと思うのですが、補正方法の検討についてこの答申案に書かれていないので、それについて一文入れることが望ましいのではないかと御意見があったように思います。

非標本誤差を縮小するためには、回答率を上げることが考えられます。回答率が上がれば非標本誤差は縮小されるわけですが、それとこの非標本誤差を補正するということとは、関連はあるわけですが、同じことではないわけですので、この部分では、確かにこの誤差を補正するということに余り焦点が当たっておりません。もちろん補正する必要がなければそれが一番望ましいわけですし、補正方法についてもコンセンサスがあって、これはこういうふうにするものだとなくなれば、厚生労働省としても誤差の推計をすることにやぶさかでないと思えます。

ただ、これは答申ですので、この表現をどうさせていただくのかということについて、あまり一般的な表現にするとおっしゃっていることがはっきりわからなくなるおそれがあります。一方、この表現を特定してしまいますと、先ほど廣松委員のほうから御指摘があったように、今度は今後の課題としては余りにも小さい、狭い印象を与えてしまうのではないかと

いうおそれがあります。

これについては、私どもで引き取らせていただいてもよろしいのですが、これはもう少し詰めて、どういう表現にしたら良いのかについて話し合いたいと思います。表現だけではなく、内容についても、全て書き直すということについては御勘弁をいただきたいと思うのですが、この（３）のタイトルについてで、もし御意見やアイデアやお考えがございましたら、ここでお聞かせ願えれば大変ありがたいと思います。

こちらで全部一から考えるということになりますと、相当たくさんのやりとりが続くことが予想されるわけですが、答申案を出すタイミングがございまして、提出を1カ月延ばす、ましてやもう一回部会を開くということは不可能ですし、調査の準備もございしますので、何とかここでまとめたいと思います。この「（３）非標本誤差の縮小等に向けた取組」という部分ですが、どういたしますか。

白波瀬委員、お考えはございませんでしょうか。

○白波瀬委員 私は、そんなに小さいことだとは思いません。非標本誤差の縮小の中身はいろいろなことが絡んでおりますし、容易にコントロールできないというところが厄介です。そういう意味では（２）のほうが単発的な感じを受けます。ここでやりとりを伺ってきて、非常に悩ましいといえますか、実施部局としてもできないのに余り大風呂敷を広げることは無責任だという言い分も理解できます。ただ、やはり専門家の立場としては、調査自体の精度を上げるためにはできる限りのことをやっていただくことを望みたいと思います。

最終的には、どちらの立場も調査の質を向上させたいという同じ目的に向かっていると思いますが、どういう形でここに明記していくかは悩ましいところです。現状に満足しているわけではないが、あまり無責任にできもしないことを記すのも問題です。将来に向けた対応をうまく言及する戦略的表現をかんがえるということになります。ですから、ここで余り具体的にこれをやりますというのは、それに縛られる負の効果もありますのであまりよくない。しかしかといって、実施部局として調査の精度を上げる努力については惜しまない、というメッセージを出してもらいたいということでしょうか。ことであることは当然であると思うのですが、そこは難しいです。

○津谷部会長 先ほど厚生労働省からの説明でも、今後いろいろな補正方法について、学術的な進歩やさまざまな解析法法の展開などに応じて今後も継続して検討していくということですので、補正方法については今後は考えませんということではないと私は思います。ただ、ここで今後も継続していくべきと書いてしまうと、つまりこれを文章にして残してしまいますと、また次回もこれについて検討しないといけなくなりますので、「今後の検討課題」としてここに残すことについて、どのように考えるかということかと思えます。

どうぞ。

○上田世帯統計室長 これは、実査を担当する部局として必然的にやらなければならないというのは、調査方法の見直し等が必ずあるわけでございますので、そこは回収率が下

がったら、それは上げるべく頑張るのです。そこは何とか数学的に処理できないかということで、実査担当部局としてできる範囲内ではいろいろな方法を考えてまいりましたし、傾向スコアについてもやってみりましたし、ですから、そういう方向での試みはやっていくわけですが、ただ補正につきましては、前々回でございましたか、樺委員からは、他の統計調査への影響も非常に大きいのでというおっしゃりようをなさったと思うわけでございます。

ですので、これは国民生活基礎調査の問題ですよここに書かれてしまいますと、私どもとしては非常にそれは責任重大で、そこまでとても責任を持てるような形での検討は難しいわけでございますので、もしそういうレベルでやるのであれば、私どもは実査担当部局としては、これは通常の業務としていろいろなことは考えていきます。ただ、そういうふうに大きな問題として考えるのであれば、これは全省・全調査の課題として、それなりの適切な場で、樺先生や西郷先生や中村先生、あるいは岩崎先生やそういう方々、大勢の統計学者あるいは数学の先生方にお考えいただくのが適切ではないのかなという気がしております。

○津谷部会長 それでは、時間にも限りがございますので、この「4 今後の課題」の「(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組」については、タイトルはできればこのままにさせていただいて、内容についても限定をしないで、非標本誤差の補正以外にも、回収率を上げていく方法ですとか実査負担の軽減とか、いろいろなことが含まれているということにさせていただきたいと思っております。

ただ、確かにこの標本誤差というものは大きくなっていく傾向にあるわけですので、それを実査の面だけではなくて、数理的に補正をしていくことができるのであるならば、当然、これは両方からやっていくべきものだと思います。ただ、厚生労働省がおっしゃるように、これはこの調査だけに限ったことではなく、全てのサンプル調査について言えることで、これはかなり中長期的な課題であると思っております。今年の基本計画の中間年で、次期基本計画の策定という時期にかかっております。

これは統計委員会のマターであり、この部会だけで決められることではありませんが、ここに私のほかに統計委員会の委員がお二人いらっしゃいますので、この「(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組」、中でも非標本誤差の補正方法についてのいろいろな考え方、そして調査の標本抽出の仕方などについて、中長期的なマターとして次期基本計画に反映をさせていく方向で努力することで対応させていただくということで御了解いただけますでしょうか。

○廣松委員 はい。私はけっこうです。

ただ、言葉にこだわるとするならば、それは「非標本誤差の縮小」ではなくて、逆に「精度向上のための取組」という言い方もあり得るかなと思うのです。

○津谷部会長 調査の精度向上ですか。

○廣松委員 そうです。その場合には必ずしも、ここで言っていることだけではなくて、

協力をもっとしていただき、回収率を上げるということも含まれますし、言外には当然、調査員の方の負担の軽減も入ってくると思います。その扱いは部会長にお任せします。

○津谷部会長 「非標本誤差」ではなく、「調査精度向上に向けた取組」とすると広がってきます。

どうぞ。

○金子調査官 事務局の立場といたしましては、いろいろ問題があろうかとは思いますが、基本的に、何か書けば、次の大規模調査の諮問・答申にまた出てくる問題でございますので、余りにも幅広い一般的な問題という表現ぶりにされると、そもそも何が課題なのかからよくわからない。やはり今後の課題として書く以上、個別具体的に、かつ次回の調査に反映できる、そういったものを文字としては残すべきであろう。それ以外の問題がないということではないですけれども、ただ、答申に書くべきものとしてはそういうものではないかと考えているところであります。

○津谷部会長 では、そういうことで、できれば基本的にこの表現で御了承をいただきたいと思います。

ただ、この「非標本誤差の縮小等」で、直接それを縮小する取り組み及び数理的に補正する方法の今後の検証・検討の継続については、中長期的な課題として統計委員会に反映させていく。特に次期の基本計画の見直しに際して、必ずそれを見直しに入れるというお約束はできませんが、それを提案をさせていただくということによろしいでしょうか。これは全ての標本調査に関わる問題ですので、恐らくそのほうが波及効果も大きいかと考えます。

それで御了解をいただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、恐れ入りますが、冒頭の1ページにお戻りいただけますでしょうか。これまでの審議の内容を集約する形で、1の「(1)承認の適否」において、今回の国民生活基礎調査における調査計画の変更については承認して差し支えない。ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事柄については、計画を修正する必要があると結論づけております。これは「(2)理由等」で計画の修正が必要とされた箇所に対して、調査実施者である厚生労働省が適切に対応することを条件に、承認をして問題ないとするものでございます。

承認の適否について、承認して差し支えないとすることに御異議はございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、御異議なしと認めさせていただき、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

答申案に関する審議は以上となります。

ただ、本日の審議を受けまして修正を行う箇所、基本的に私と厚生労働省、そして政策

統括官室に御一任いただいて、ただ皆様方の、委員・専門委員の先生方の御了解は必ず受けるということで、まず5ページの表9の「変更後」の最初の胃がん検診、この括弧書きの部分についてどのように表現をするのかという宮川専門委員からの御指摘をいただきましたので、これについて修正をさせていただきたいと思います。

それから、次の6ページの表10のところの「変更理由」について、時系列の傾向に大きな変化がみられないので、という表現に変更するということ。

同じように、9ページの表13の「変更理由」についても、この表現の仕方を修正をするということ。

これについては御了解をいただいたのでよろしいかと思うのですが、10ページでもこの「健康票の」という部分の記述を修正するということ。

11ページの表16の①の、特に3行目から4行目を「特に20歳代や30歳代の捕捉率が低い。一方、高齢層では高くなっている」とさせていただくということ。

12ページの（注）1の「割合」を「比率」に直して、「本調査の結果として公表されている推計世帯数の比率」と厳密に書くということでございます。

その後の、同じ12ページの①、②、③で「合理的なものとして、評価する」という部分について、これももう一度確認して、どういうふうな表現に修正するかということでございます。

また、13ページの一番下のパラグラフですが、「次の点が認められることから、基本計画における指摘への対応として評価できる」に変更させていただくということ。

そして、この答申には直接反映されませんが、非標本誤差の縮小に対する取組として、その補正の方法の今後継続する検討というものは中長期的な課題とさせていただいて、次期の基本計画に何とか反映させるよう、私どもが努力をさせていただくということでございます。

今回の部会で結論が出なかった修正につきましては、繰り返しになりますが、メールにて委員・専門委員にお送りをいたしますので、それに対して御回答・御検討をよろしくお願いをいたします。

そういうことで、答申案全体について、このようなしかるべく修正を行うということを前提に、本部会として了承をいただいたとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○津谷部会長 ありがとうございます。

了承をいただきました答申案は、所要の修正を委員各位からも確認をいただいた後、1月25日金曜日に開催予定の統計委員会に提出をし、今回の部会の審議概要とあわせて私から報告することといたします。

本部会における国民生活基礎調査の変更に係る審議は、本日をもって終了となります。昨年10月から4回にわたり皆様に御審議をいただいた結果、答申案を何とか取りまとめることができました。私の不手際で御迷惑をおかけしたり、時間をとらせたりしたことはあ

ったかと思いますが、御了解・御容赦をいただきたいと思います。

各委員・専門委員を初め、御参加いただいた皆様に、部会長として心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、部会審議はこれで終了といたします。